

福祉サービス第三者評価結果報告書

【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	ぬくもりのおうち保育 生江園	
運営法人名称	ぬくもりのおうち保育株式会社	
福祉サービスの種別	小規模保育事業A型	
代表者氏名	施設長 原田久美子	
定員（利用人数）	12 名	
事業所所在地	〒 535-0004 大阪市旭区生江1-8-2 ロイヤルコート香蘭橋105号	
電話番号	06 - 6928 - 4188	
FAX番号	06 - 6928 - 4188	
ホームページアドレス	https://www.nukumorinoouchi.com/nursery/ikue/	
電子メールアドレス	info@nummk.com	
事業開始年月日	平成27年4月1日	
職員・従業員数※	正規 4 名	非正規 3 名
専門職員※	保育士 5名	
施設・設備の概要※	[建物] 鉄筋コンクリート造9階建のうち1階	
	[設備等] 保育室3室、ベランダ、調理室、沐浴室、トイレ、事務所	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

【保育理念】

子どもが「その人らしく成長できる保育」を保育者と保護者でともにつくる

【保育方針】

- ・一人ひとりの子どもや保護者を大切にする保育
- ・子どもの思いを受け止める保育
- ・一人ひとりの子どもの発達状況に応じた保育
- ・子どもを信じて待つ保育

【施設・事業所の特徴的な取組】

【少人数を活かした家庭的で安心できる空間】

園では少人数制を活かし、一人ひとりの発達段階に応じた支援を行っています。担任制度を設けず全職員で子どもを見守る体制をとり、家庭的な雰囲気大切にしています。登降園時には職員が玄関で対応し、保護者の支度や検温が円滑に進むよう工夫され、保護者と保育者が1対1で話す機会も確保されています。さらに、園内では調理の様子や香りが子どもに伝わり、日常生活の中で自然に食への関心が広がる環境が整えられています。

【保護者の負担を軽減する工夫】

園では、おむつやおしり拭きを無償で提供しています。加えて、ペーパータオルやウェットティッシュ、食事用エプロンも園で準備しており、保護者が個別に購入・準備する必要を減らす仕組みが設けられています。この取り組みにより、登園準備にかかる手間が軽減され、家庭から園への移行がスムーズに行えるようになっています。料金負担が生じないため、利用にあたっての安心感を持てる点も特徴となっています。

【豊かな野外活動】

園の周辺には複数の公園があり、日常的に戸外活動に活用されています。子どもたちは散歩や遊びを通じて四季の変化を感じ、草花や虫など身近な自然に触れています。戸外活動は体力づくりに加えて友だちとの関わりを広げる場となり、異年齢で一緒に活動する場面も多く見られます。年長児が年少児を手助けするなど、子ども同士のやり取りから自然な学び合いが生まれており、地域環境を生かした活動が日常に位置づけられています。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	保育第三者評価株式会社
大阪府認証番号	270066
評価実施期間	令和7年7月30日～令和7年11月12日
評価決定年月日	令和7年11月12日
評価調査者（役割）	2401C011（運営管理委員） 2401C026（専門職委員） （ （ （

【総評】

◆評価機関総合コメント

JRおおさか東線の城北公園通駅から徒歩10分、生江1丁目バス停から徒歩1分という利便性の高い立地にあります。周辺には旭区民センターや旭警察署が位置し、地域の公共機関に近接しています。赤川森小路線や城北筋といった幹線道路に近い一方で、生江西公園まで約150mと自然環境にも恵まれ、また徒歩圏内には複数の公園があり、こどもたちは日常的に戸外活動を楽しむことができる環境にあります。

保育理念には「子どもがその人らしく成長できる保育を保育者と保護者でとものにつくる」と掲げ、方針として一人ひとりを大切に作る姿勢を明確にしています。こどもの思いを受け止め、発達状況に応じて信じて待つ保育を大切に、理念と日常の実践が結びついています。担任制度は設けておらず、全職員でこどもを見守る体制がとられており、家庭的で温かい雰囲気の中で過ごすことができます。

保護者支援としては、保護者が個別に購入する必要のないよう、おむつやおしり拭き等を園が用意し、費用は発生せず安心して利用できる環境が整えられています。さらにパーパタオルやウエットティッシュ、食事用エプロンも園で準備することで、持ち物が少なく済む仕組みが整っています。

保育内容では、少人数を活かした丁寧な関わりが実践され、近隣の複数の公園を活用して戸外活動を日常的に取り入れることで、体力づくりだけでなく自然への関心を高めています。また、異年齢活動を中心に助け合いや協力を通して人間関係を広げ、他者を思いやる心が育つよう配慮されています。

さらに、園内では調理の様子がこどもからも見え、食材の香りが届くなど五感を通じた食育の機会が日常的にあります。家庭的な雰囲気の中で食への関心が自然に育まれ、衛生面についてもきちんと管理がなされており、安心できる環境が整っています。

◆特に評価の高い点

【家庭的な環境ときめ細やかな保育】

小規模で0・1・2歳児が共に過ごす異年齢保育をおこなっており、年齢の異なるこども同士が自然に関わり合い、思いやりや社会性を育む環境が整っています。マンションの一室を活用した保育室は、まるで誰かの家に遊びに来たような家庭的な、ぬくもりと温かさがあり、こどもたちが落ち着いて安心して過ごすことができる空間となっています。担任制を設けず、職員全員が全てのこどもに関わる体制をとっており、朝・昼礼を通して一人ひとりの体調や様子を共有し合う仕組みを確立しています。また、家庭との連携を大切に、絵本の一週間貸出をおこなうなど、家庭でも継続的にこどもの興味や感性を育む工夫をしています。

【身近な体験を通じて食への関心を育む保育】

こどもたちが食材に親しみ、食への興味や関心を深められるよう、0歳児から野菜に触れる機会を大切に食育を展開しています。実際に野菜を手に取り、感触や香りを感じたり、調理前の食材を観察したりする体験を通して、こどもたちは食材への理解や興味を広げています。また、調理室が保育室に近く、家庭のキッチンのような雰囲気の中で調理の音や匂いを感じられることも特徴で、日常の中で食への期待や関心を自然に育てています。さらに、年間の食育計画や外部監修による食育を取り入れ、月2回は必ず食育活動を実施している点も特徴です。これらの取り組みを通じて、こどもたちが主体的に食と関わり、興味や関心を広げられるよう工夫しています。

【安全点検とリスク管理の充実】

安心・安全な福祉サービスの提供に向けたリスクマネジメント体制が整備され、日々の保育実践においても着実に運用されています。特に、園内の環境や設備の安全点検が毎日欠かさず実施されており、職員全員が日常業務として点検を習慣化している点は高く評価できます。また、ヒヤリハット事例についても職員が共通認識を持ち、記録や共有を通して分析や改善に活かす取り組みが継続的におこなわれています。これにより、事故やけがの未然防止に向けた意識が職員間で浸透し、危険への気づきを高める機会となっています。安全確保への意識が職員一人ひとりの日常的な行動に根づいており、こどもたちが安心して生活し、健やかに成長できる環境を整えています。

◆改善を求められる点

【地域との関わりを広げる取組の充実】

日常の散歩の際には近隣の方とあいさつを交わすなど、こどもが地域の人と関わる機会も自然に生まれていますが、0～2歳児を中心とする小規模園であることから、地域行事への参加には状況に応じた工夫が必要です。今後は、地域との関わり方に関する基本的な考え方を文書化し、職員間で共有していくことが望まれます。職員の共通理解のもとで活動を進めることで、こどもたちが安全に参加できる範囲で地域との交流の機会がさらに広げられることを期待します。

【個人情報管理体制の明確化】

個人情報の取り扱いについては、保護者から同意を得たうえで重要事項説明書に記載し、承諾書の提出を受けています。こどもに関する記録は事務所内の鍵付き収納で厳重に保管し、安全管理が徹底されていますが、個人情報保護と情報開示の両面から管理体制をさらに明確化することが課題です。今後は、記録の取り扱いに関する規定や保存・廃棄の基準を定めるとともに、保護者から開示を求められた際の手順や開示範囲を明示し、適切で一貫した対応ができる仕組みの整備を求めます。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受けるにあたって、改めて保育園の在り方や求められていることを再認識することができたと思います。第三者という存在がいることで、保護者の方から貴重な意見をいただくことができたのも、とても良い機会でした。日々の保育の中で当たり前にしてきたことを、文章で記録することの大切さや、マニュアルとして形に残すことで、新たな気づきや次の世代に伝えていくことの重要さを感じることができました。これからも子どもたちの成長を保護者と一緒に見守れるような保育をおこなっていきたいと思います。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	園の理念や基本方針はホームページや入園のしおり、園見学時のパンフレット等に明記され、保護者や地域に対してわかりやすく示されています。入園説明会では資料を用いて丁寧に説明がおこなわれ、理念である「子どもがその人らしく成長できる保育を保育者と保護者でともに作る」という考えかたが伝えられる工夫がなされています。また、理念や方針は事務所に掲示され、職員が日常的に目に触れる形で周知が図られています。さらに、園長会議や研修などを通じて繰り返し共有されており、指導計画の作成時にも理念に沿った内容となるよう位置づけられています。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
(コメント)	社会福祉事業全体の動向についてはニュースや本部の全社アナウンスを通じて把握し、園の状況と照らし合わせて分析しています。地域についても、中期計画に旭区の動向を反映させるなど、エリアの特徴を踏まえた検討が進められています。さらに「あさひ子育て応援LINE」に登録し、空き状況を確認するなど、地域ニーズの把握にも努めています。利用者数については本社に報告しており、園としても中期計画の中で動向を意識しています。今後は園内において定期的なコスト分析や利用率の整理を進めることが課題です。これにより、地域の変化に即した経営判断が可能となり、保育の質の向上につながることを期待します。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
(コメント)	職員体制や設備整備に関しては具体的な改善策が提案されています。経営上の重要事項は施設長リーダーを経て役員へ共有されており、長時間保育や土曜保育の増加、要対協家庭への対応、人材確保などが重点的なテーマとして位置づけられています。こうした対応は進められていますが、その内容や今後の方向性を職員に周知し、理解を深める仕組みを整えることが求められます。組織全体で情報を共有し、職員の意見を反映させながら進めることで、より実効性のある改善につながっていくことを期待します。	

評価結果

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	法人の理念を基盤に、中期的な事業計画が策定されています。計画では課題を整理し、対応策を具体化するとともに、数値目標や成果指標を設定して実施状況を評価できる体制が整えられています。今後は、計画の進行に合わせて定期的な検証をおこない、社会情勢や地域ニーズに応じた見直しを加えていくことが求められます。こうした取り組みを重ねることで、計画は実効性を高め、園全体の方向性を共有しながら継続的な改善につなげていくことを期待します。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	中期計画を反映した単年度の事業計画が策定され、行事計画にとどまらず運営全体を見通した事業計画として位置づけられています。大阪市の公表資料を活用し、区内の待機児童数など外部データを引用することで、計画に客観的な数値が反映されています。今後は、こうした外部データに加えて園独自の数値目標や成果指標を設定し、達成状況を定期的に確認できる仕組みを整えることが課題です。これらの取り組みを重ねることで、計画の実効性が一層高まり、園全体の運営改善につながっていくことを期待します。	

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	事業計画は策定されており、運営の方向性を示す基盤として整えられています。また、計画の内容が職員に広く共有される取り組みはこれから進められていく段階です。今後は、会議や面談などを通じて職員が計画の趣旨を理解し、自らの意見を反映できる仕組みをつくることが望まれます。さらに、実施状況を定期的に確認し、評価・見直しを積み重ねることで、計画が組織的に機能し、改善のサイクルが確かなものとなっていくことを期待します。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	入園説明会では、園のしおりや重要事項説明書を用いて、園の方針と年間の取り組みの概要を説明しています。これらの中には事業計画の趣旨が含まれており、保護者が園の目指す方向を理解できるよう配慮されています。今後は、計画の主な内容をわかりやすくまとめた資料を整備したり、掲示や説明の機会を設けたりすることで、保護者の理解がさらに深まることが望まれます。こうした取り組みにより、園と家庭との信頼関係がより強まり、運営方針への共感や協働の意識が育まれていくことを期待します。	

評価結果

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	自己評価は毎年実施されており、園全体として保育の現状を把握する仕組みが継続しています。これにより、園の理念や方針に照らして内容を点検する基盤が整えられています。今後は、共有の場をさらに充実させ、全職員が評価結果を具体的な改善につなげられるよう工夫していくことが求められます。計画・実行・評価・改善の流れであるPDCAサイクルを組織的に進め、自己評価や第三者評価で得られた課題や成果を踏まえながら、継続的な質の向上を図っていくことを期待します。	

I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	自己評価をもとに園全体の課題を整理し、改善の基盤を整えています。あわせて、行事後の保護者アンケートや日常のやり取りから得た意見を取り入れ、改善の視点を広げています。今後は、成果や課題を文書として残し、職員間で共有したうえで改善計画に反映できる体制づくりが求められます。また、担当者や実施時期を明確にし、進捗を定期的に確認できる仕組みを整えることで、計画的な改善が継続し、保育の質の向上につながっていくことを期待します。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
(コメント)	施設長は研修の場で職員の自主性を尊重しつつ考えを述べ、自身の姿勢を具体例を交えて示しています。有事の際には避難訓練や危機管理マニュアルを活用し、指揮権や権限委任の在りかたを確認できる体制も整っています。職務分担表は作成されていますが、周知や活用はこれからの課題です。今後は、日常の運営における役割や責任を分かりやすく文書で示し、組織的に共有していくことを期待します。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	法令に関する研修への参加はこれからの段階ですが、環境への配慮としてリサイクル活動やごみ分別の掲示をおこない、日常業務に取り入れています。今後は、経営や法令遵守に関する研修を積極的に受講し、専門的な知識を深めるとともに、学んだ内容を職員間で共有していくことが課題です。園全体で理解を広げることで、法令遵守に関する意識が一層高まり、より安定した運営につながっていくことを期待します。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	施設長は、毎月の職員会議や個人面談を通じてこどもの様子を共有し、課題に応じた改善策を共に考えています。現場に入り同じ目線で気づきを伝える姿勢や、職員の意見を引き出して保育観をすり合わせる取り組みも見られます。さらに、外部研修の機会を広げ、法人内の他施設から得た実践を率先して取り入れるなど、学びの充実に努めています。これらの実践を継続的に発展させていくためには、組織としての仕組みを整えていくことがこれからの課題です。今後は、こうした成果を記録・整理し、園全体で共有・検証する仕組みを整えることで、取り組みが継続的に定着し、保育の質の向上につながっていくことを期待します。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	施設長は、職員の希望を尊重したシフト調整をおこない、休暇を確保しやすい体制を整えています。人員に余裕がある際には同法人の園への支援に参加し、相互に協力し合う関係を築いています。園内では日常的に職員と意見交換をおこない、修繕や業務の工夫にも取り組むなど、改善の意識が根づいています。さらに、食育や製作、防犯、避難訓練、月案や週案などの担当表を作成し、業務分担を明確にすることで効率的な運営につなげています。今後は、こうした実践を定期的に振り返り、課題や成果を整理しながら全職員で共有していく仕組みを整えることが望まれます。全体で共通認識を持ちながら取り組みを積み重ねることで、業務の実効性が一層高まっていくことを期待します。	

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
(コメント)	秋の段階で翌年度の採用に向けた動向調査をおこない、必要な人員を見通す工夫がされています。採用後には外部研修と園内での実践研修を組み合わせ、早期から実務に活かせるようにしています。さらに、継続的な面談に加えてリモート面談を導入し、退勤後に自宅から参加できるよう整えています。これにより、日常では伝えにくいことも安心して相談できる環境が生まれ、メンタルケアの面からも定着を支えています。人材育成計画も策定されていますが、今後はこの計画を日々の研修や面談とより密接に結び付けて運用していくことが課題です。計画を組織全体で活かしていくことで、一貫した育成の方向性が共有され、安定した人材確保と職員の成長につながっていくことが期待されます。	
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	キャリアアップ研修の必要項目が周知されており、職員が自ら研修計画を立てやすい環境が整えられています。また、人事考課規程・賃金規程など、人事管理に関わる規程が整備され、基本的な仕組みは整えられています。今後は、待遇や配置、キャリアアップの仕組みを職員にわかりやすく説明し、理解を深める場を設けることが課題です。こうした取り組みを進めることで、評価と処遇の関係がより明確になり、人事管理の実効性が一層高まっていくことが期待されます。	

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
(コメント)	シフトは職員の希望を考慮して調整され、柔軟な勤務体制をとっています。有給休暇は取得しやすく、残業もなく、休憩室の整備や同法人施設との応援体制により、安心して働ける環境が整っています。勤怠状況はシステムで管理され、施設長も併せて把握に努めています。さらに、月1回の面談で悩みや意見を聞く機会が設けられ、職員同士の関係も良好で満足度の高い職場づくりにつながっています。今後は、こうした取り組みを基盤として職員の意向や就業状況を定期的に集約・分析し、改善策を計画的に反映する仕組みを整えることで、働きやすさが一層定着していくことを期待します。	

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	施設長との月1回の面談に加え、年度初めと年度末には自己評価シートを活用し、職員が自身の状況を振り返る機会が設けられています。こうした対話を通じて個々の成長を支援する姿勢は園内に根づいています。今後は、期待する職員像の周知とともに、目標管理シートを用いての目標設定や達成度の確認、中間面談などを計画的に取り入れることで、育成の流れをより体系的に位置づけることが課題です。これらを継続的に記録として残す仕組みを整えることで、職員育成を組織的に支援できる環境がさらに発展していくことを期待します。	
Ⅱ-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	専門性の向上を目的として外部研修への参加を推進しており、計画に基づいた研修を実施しています。また、職員の意向も反映し、今後の研修計画に活かす取り組みが進められています。教育・研修の方向性は計画の中に一定程度位置づけられていますが、定期的に研修内容やカリキュラムを評価し、見直す仕組みについてはこれからの課題です。今後は、実施した研修の成果を振り返り、計画に反映していくことで、教育・研修の実効性がさらに高まり、職員一人ひとりの成長につながっていくことを期待します。	

II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
(コメント)	職員の希望を尊重し、キャリアアップ研修や外部研修など多様な学びの機会を提供しています。研修費用は園が負担しており、安心して学べる環境が整っています。研修後にはレポートや報告会、回覧を通じて内容を共有し、学びを全体に広げています。パート職員には希望を聞き、オンライン研修や園内研修を選べるようにするなど、幅広い職員が参加しやすい体制も整っています。今後は、これらの取り組みを基盤にOJTを体系的に位置づけ、階層別・職種別・テーマ別の研修を計画的に展開することで、職員の役割や経験に応じた学びがさらに充実し、継続的な成長につながっていくことを期待します。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	実習に関する基本姿勢を明文化し、実習生マニュアルを整備しています。どの職員が指導者となっても一定の質が保たれるよう、方針に沿った内容が示されています。実習生ごとにプログラムを構築し、学校側の目的や計画に応じて柔軟に対応できる体制も整えています。また、実習を担当する職員に対しては口頭で打ち合わせをおこない、必要な視点を共有しています。今後は、こうした取り組みをマニュアルに基づいて具体的におこなうことで、実習生の学びを一層充実させ、園全体での指導体制がさらに強化されていくことが期待されます。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	玄関には施設の自己評価が掲示され、保護者に分かりやすく情報を提供する工夫がおこなわれています。また、苦情や相談が寄せられた際には改善状況を公表するよう努めるなど、開かれた運営を心がけています。第三者評価は今回が初めての受審であり、その結果も公開される予定です。今後は、事業計画や財務に関する情報についても発信を広げていくことで、園の運営状況をより分かりやすく示し、透明性の確保がさらに進んでいくことを期待します。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
(コメント)	園内の小口管理については施設長と調理員が分担し、さらに月2回の現金実査を施設長と職員2名でおこなうなど、複数人で確認できる体制が取られています。また、社労士や外部経営顧問による監査支援を受け、公正性を確保する取組も進められています。現在、事務経理や取引に関するルールは口頭での説明を基本としています。今後はこれらを文書として整備することで、職務分掌や権限・責任がより明確になり、職員への周知も進むことを期待します。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	c
(コメント)	区民センターや子育て広場の案内をおこなうなど、保護者への情報提供を通じて地域とのつながりを意識する取り組みが見られます。日常の散歩の際には近隣の皆様とあいさつを交わし、こどもが地域の人と関わる機会も自然に生まれています。園児が0～2歳児を中心とする小規模園であることから、地域行事への参加は状況に応じた工夫が必要となります。今後は、地域との関わりかたに関する基本的な考えを文書化し、職員間で共有していくことが望まれます。こうした取り組みを進めることで、こどもたちが安全に参加できる範囲で地域との交流を体験し、その機会がさらに広がっていくことを期待します。	

Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
(コメント)	外部の人材がこどもと関わるることについて前向きに取り入れていきたいと考えています。現時点では、ボランティアの受入れに関する文書化や、登録手続き・配置・事前説明を整理したマニュアルの整備が課題となっています。あわせて、こどもと関わる際に必要な視点を共有できるよう、研修や支援の仕組みを整えることも求められます。今後は、園の規模や年齢構成に配慮しながら、地域の教育機関と連携し、学生や児童に学びや体験の場を提供するなど、地域に根差した活動を少しずつ広げていくことを期待します。	
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
(コメント)	関係機関の連絡先を掲示し、職員間で共有するなど、必要時に活用できる体制が整えられています。また、子育て支援室や要保護児童対策地域協議会などのケース会議に参加し、転園時には保護者の同意を得て情報共有をおこなうなど、実際の連携もおこなわれています。こうした取り組みは個別対応が中心であり、継続的・計画的に社会資源を活用する仕組みは今後の課題です。関係機関との協議会やネットワーク活動への参画を進め、資源の整理と職員への周知を図ることで、連携の実効性がさらに高まることを期待します。	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	c
(コメント)	日常的な保育や保護者とのやり取りを通じて子育て家庭の状況に触れる機会があり、地域の実情に接する場面が積み重ねられています。今後は、子育て支援機関や地域のネットワークを通じての情報収集や、保護者や地域住民からの意見を取り入れる仕組みを整えていくことで、地域の福祉ニーズをより幅広く把握していけると考えられます。こうした取り組みを進めることにより、園が地域の状況を的確に理解し、必要に応じた支援や交流の基盤を築いていくことを期待します。	
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
(コメント)	法人では子育て支援事業として、専門家の監修を経た子育て講座を開催しており、園もその開催園の一つとなっています。これにより地域の保護者が日常の育児に役立つ知識を学べる機会が提供されています。今後は小規模園ならではの保護者との距離の近さや家庭的な雰囲気を活かし、地域の子育て家庭に向けた情報提供や相談窓口機能を充実させることが望まれます。こうした活動を継続することで、園が地域に開かれた存在として公益的な役割を果たしていくことを期待します。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
(コメント)	人権や不適切保育に関する研修に加え、セルフチェックリストを年1回活用することで、職員が基本姿勢を確認し、自らの保育実践を振り返る機会を設けています。また、異年齢児の活動や製作活動を通じて、互いを認め合い性差を意識させないよう配慮する取り組みがおこなわれています。さらに、服務規程には人権に関する規定が設けられており、職員が共通の基盤をもって保育に臨むことができるよう位置づけられています。今後は、こうした取り組みを園全体の共通理解として一層定着させるため、規程の内容を研修や日常の場面で共有し、子どもを尊重した保育の姿勢が一貫して実践されていくことを期待します。	

Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)	写真の取り扱いに保護者の同意を得ており、同意書は細かく項目ごとに分かれ、家庭の意向に沿った対応が可能です。入園説明会では、水遊びの際に近隣から見えないよう配慮していることを伝えるなど、環境面での安心感を高める工夫もおこなわれています。日常の声かけではこどもの気持ちを尊重し、おむつ替えや着替えの際にも羞恥心に配慮した対応が意識されています。今後は、プライバシー保護に関するマニュアルを整備し、職員間で共通理解を図ることが求められます。あわせて、トイレ環境についてもこどもの成長や気持ちに応じた仕切りの工夫をおこなうなど、改善が望まれます。こうした取り組みで、こどもが安心して過ごせる体制が一層整っていくことを期待します。	

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	見学を希望する保護者に対して資料を用いた丁寧な説明をおこない、電話やメールでの相談にも柔軟に対応しています。見学の際には、施設環境や保育内容だけでなく、園生活の流れや行事についても具体的に紹介され、安心して選択できるよう配慮されています。さらに、日本語以外にも対応できる複数言語のパンフレットを作成し、必要に応じて活用しているほか、区役所へ定期的に配布するなど、地域全体での情報提供にも努めています。見学に関するやり取りや保護者からの要望は職員間で共有され、説明の一貫性が保たれています。また、見学時には確認シートを用いて当日の流れや見学後の確認内容を整理し、記録を残すことで、対応の質を継続的に高める仕組みが整っています。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
(コメント)	入園時には家庭ごとに個別の説明会をおこない、保護者の状況や希望を丁寧に聞き取りながら対応しています。配布されるしおりも分かりやすく工夫されており、こうした取り組みにより、保護者が安心して保育を開始できるよう配慮されています。今後は、説明の流れや内容を整理し、記録化して職員間で共有することが望まれます。これにより説明の一貫性が高まり、どの職員が対応しても安心して理解できる体制へと発展していくことを期待します。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	必要に応じて引継ぎ書を作成し、次に通う園へ連絡をおこなう取り組みを実施しています。修了後も訪問や電話による相談を受け入れており、家庭とのつながりを大切にする姿勢がうかがえます。今後は、こどもと保護者が安心して次の生活へ移行できるよう、全員分の引継ぎ文書を整備することが望まれます。また、利用終了後も相談できる窓口や担当者を明示した案内を渡すことで、保育の継続性を一層確かなものにしていけることが期待されます。	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	日々のこどもの表情や姿から満足度を把握するよう努めています。保護者参加の行事後にはアンケートを実施し、結果を次年度の改善に引き継ぐ体制も整えています。また、懇談の希望を確認し、希望家庭には個別に面談をおこなうなど柔軟な対応をしています。今後は、定期的な保護者アンケートを実施し、その結果を分析・検討することで、具体的な改善につなげられるようになることを期待します。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント)	苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員を配置し、苦情解決の体制を整えています。この体制は入園時に重要事項説明書等を通じて保護者に周知しています。寄せられた相談や苦情については、受付から解決までの一連の対応を記録し、適切に保管しています。また、苦情の有無や内容、解決結果は園玄関に掲示し、公表しています。寄せられた苦情への対応結果は、申し出た保護者に対して丁寧に説明するとともに、職員間で共有し、保育内容や体制の改善に反映しています。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	送迎時の対話を大切にし、日常的な関わりの中で保護者との信頼関係を築くことに努めています。玄関には意見箱を設置し、保護者が匿名でも意見を述べやすい環境を整えています。また、相談内容に応じて複数の方法や相談相手を選択できることを記載したリーフレットを配布し、相談体制について周知しています。さらに、プライバシーに配慮した相談スペースを設け、安心して相談できる環境を確保しています。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	保護者から寄せられた意見や要望は、速やかに職員間で共有し、解決に向けて丁寧に対応しています。対応にあたっては、意見や提案等への取り扱いを明文化したマニュアルを整備しており、定期的に見直すことで職員全体が共通の理解を持てるよう努めています。さらに、行事や保育に関する保護者の考えを幅広く把握するため、アンケートの実施などを通じて積極的に意見を収集しています。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	事故対応マニュアルを明文化して全職員に周知することで、緊急時に適切に対応できる体制を構築しています。保育中に発生し得るヒヤリハットや事故については、その都度報告書を作成し、全職員で情報を共有するとともに、改善策や再発防止策を検討しています。さらに、こどもたちの安全を確保するため、設備や備品類の安全点検を毎日実施し、点検項目や実施日、点検者を明確に定め、記録を残す体制を整えています。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	感染予防マニュアルを整備し、責任者を明記のうえ全職員に周知しています。感染症が発生した際には、玄関掲示板でのお知らせや口頭による注意喚起をおこない、迅速な情報共有に努めています。また、感染症や食中毒が流行しやすい時期には予防策の周知と職員の意識向上を図り、マニュアルは定期的に再確認して、必要に応じて修正することで、より実効性のある内容となるよう努めています。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
(コメント)	災害時の対応体制を定め、職員が迅速かつ適切に行動できるよう準備を整えています。避難訓練では役割分担表を活用し、定期的の実施することで実効性を高めています。また、避難先の掲示やハザードマップの確認を通じて地域の状況を共有し、避難用具は定期的に点検しています。園児の災害時引き渡し表や職員の連絡先一覧も整備・周知し、消防署での救命講習受講や備蓄リスト・避難用具リストの整備により、職員全体の防災意識向上と緊急時の確実な対応に努めています。備蓄食品については、アレルギー児への配慮もおこなっています。	

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
(コメント)	保育マニュアルを保育室と事務所に常備し、職員が必要に応じていつでも確認できる体制を整えています。マニュアルには保育実施時の留意点や設備・環境に応じた業務手順など、保育全般に関する事項が詳しく定められており、職員の業務の統一と質の確保につながっています。また、こども一人ひとりの発達や生活状況に応じた保育を大切に、画一的な対応とならないよう配慮しています。日々の保育では、こどもの興味や個性を尊重し、柔軟な関わりを心がけることで安心して過ごせる環境を整えています。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	標準的な実施方法は定期的に見直し、常に現場の実態に即した内容となるよう努めています。見直しにあたっては、職員や保護者から寄せられる意見・提案を積極的に取り入れ、より適切な保育の実践につながる改善を重ねています。改訂日や改訂内容は記録し、誰が見ても理解できる形で修正箇所が一目で分かるように管理しています。これにより、職員間での情報共有が円滑になり、継続的な改善が一層促進されています。	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
(コメント)	全体的な計画をもとに年間指導計画を作成し、それをもとに月案へ展開しています。保護者からの意見は職員間で共有し、指導計画に反映できるよう努めています。支援が困難なケースについても検討し、関係機関と連携しながら適切で積極的な保育を提供しています。さらに、個々の特性に応じた保育が実践されるよう工夫しています。一方で、保育開始前後におけるアセスメントの手順は園として定められていないため、今後は手順を明確化し、職員全体で共通の理解を持ったうえで実施できる体制を整えられることを望みます。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
(コメント)	指導計画については、毎週末と月末に評価・反省をおこない、その結果をもとに見直しを実施しています。保護者の要望は連絡帳やアンケートを通して把握し、職員が確認する仕組みとしています。指導計画を緊急に変更する場合は、施設長に申し出て承認を得る流れを定めていますが、評価・見直しの目的や記録方法、計画の変更手順や周知方法について、園として統一的な手順を文書化することが課題です。今後は、保育士が理解しやすく、計画的かつ分かりやすい評価・見直しの仕組みを備えた保育記録管理体制の構築を期待します。	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	こどもの発達状況や生活状況については、定めた統一様式に基づき記録しています。記録する職員によって内容や書きかたに差が生じないように、配属時の説明や必要に応じた指導をおこなっています。情報の流れも明確化されており、朝礼・昼礼・終了報告や業務日誌、口頭報告を通して、必要な情報が確実に伝達される仕組みを整えています。さらに、ICTを活用して指導計画等の情報を園内で共有できる体制を整備しており、職員間で円滑に情報が行き渡るよう工夫しています。	

	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
	(コメント) 個人情報の取り扱いについては、保護者から同意を得ており、重要事項説明書に記載のうえ承諾書を提出してもらっています。こどもに関する記録は事務所内の鍵付き収納に保管し、施設長を責任者として外部への持ち出しを禁止するなど、安全管理を徹底しています。今後は、個人情報保護と情報開示の両面から管理体制をさらに明確化することが課題です。具体的には、記録の取り扱いに関する規定や保存・廃棄の基準を定めるとともに、保護者から開示を求められた際の手順や開示範囲を明示し、適切かつ一貫した対応ができる仕組みの構築を求めます。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A－１　保育内容		
A－１－（１）　全体的な計画の作成		
A-1-（１）-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
（コメント）	全体的な計画は、園の理念や保育方針、目標に基づき、こどもの発達過程や成長の連続性に留意しながら、具体的な姿を意識してねらいや内容を記載して作成しています。計画の作成にあたっては、施設長のもとで保育に関わる全職員が意見を出し合い、互いの経験や専門性を活かして創意工夫することが重要です。こうした協働の姿勢は、計画の実効性を高めるとともに、園全体で共通理解を持ちながら一貫性のある保育を進める基盤となります。今後は作成時より職員の参画を実施し、こどもたちの多様な育ちを支える全体的な計画づくりを期待します。	
A－１－（２）　環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-（２）-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
（コメント）	温度・湿度計を設置して日々の快適さを確認するとともに、常時換気をおこない、衛生的で心地よい環境を保っています。玩具については使用頻度に応じて消毒回数を定め、一覧表で管理することで衛生面の徹底を図り、破損や汚れが見られた際には迅速に交換・修繕できる体制を整えています。また、家具には転倒防止措置を施し、角にはクッションを取り付けるなど、安全性を重視した工夫をおこなっています。さらに、トイレや手洗い場は毎日欠かさず清掃し、ベンチ設置や動線の工夫を取り入れることで、こどもが安心して自立的に利用できる環境づくりを進めています。	
A-1-（２）-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
（コメント）	一人ひとりの発達や家庭環境を踏まえ、それぞれに合った保育をおこなっています。年齢や月齢にとらわれず発達段階に応じた支援を心掛け、得意不得意を把握して自信を持てる活動を提供しています。日常では、表情やしぐさから感情を読み取り、職員同士で情報共有しながら気持ちを丁寧に受け止めています。励ましや称賛を通して「やってみる楽しさ」を感じられるようにし、保護者とも成長を共有して自信につなげています。また、否定的な言葉や急かす声掛けを避け、表情や身振りを交えた伝わりやすい関わりを意識しています。	
A-1-（２）-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
（コメント）	食事や排泄、着脱などは「できること」自体を目標にせず、こどもが自信をもって取り組み、達成感を得られることを大切にしています。個々のペースを尊重し、時間やスペースを確保して自ら挑戦できる環境を整え、必要な時に援助を受けやすいように見守っています。体調面ではこまめな検温や観察をおこない、休息や食事量、活動内容を柔軟に調整しています。絵本の活用や丁寧な声掛けを通じて生活習慣の大切さを伝え、自らできた時には十分に褒めることで意欲や自信につなげています。	
A-1-（２）-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
（コメント）	こどもが自分で玩具を選んだり、遊びに行く公園を決めたりするなど、自分で考え提案する機会を設けることで、主体性を育てています。戸外活動では複数の公園を活用し、自然や遊具、運動遊びなど目的に応じたルールをこどもと確認して安全に取り組んでいます。異年齢活動を中心に、助け合いや協力の姿を見守り、必要に応じて仲立ちして人間関係を広げています。草花や虫の観察、表現遊びや感触あそび、歌や体操など幅広い活動を取り入れ、一人ひとりが自分らしい表現を見つけられるようにしています。	
A-1-（２）-⑤	乳児保育（０歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
（コメント）	こどもの気持ちを大切にするため、抱っこや声かけなどのスキンシップを通して思いを丁寧に受け止めています。手作り玩具や子どもの興味に沿った玩具を用意し、安心して遊べる環境を整えています。朝寝や夕寝が必要なこどもには静かに過ごせるスペースを確保し、心地よく休息できるよう配慮しています。保護者からは家庭での様子を聞き取り、園での姿を伝えることで生活リズムを家庭に近づけ、無理のない園生活につなげています。保護者からの相談には丁寧に対応し、その内容を記録・共有して継続的な支援をおこなっています。	

A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	こどもが自分で行動できるよう、時間やスペースを整え、玩具や絵本を自由に選べる環境を用意しています。こどもに対して「何して遊びたい?」「どこの公園へ行きたい?」と問いかけ、意思を伝える機会を設けることで自主性を育てています。トラブル時も、事前に制止せず気持ちを表現できるよう促し、必要に応じて仲立ちをおこないます。異年齢児や保育参加などを通して、様々な人との関わりの機会を作り、社会性を育成しています。また、家庭での様子を聞き取り、園での状況を伝えることで保護者と連携し、一貫した支援がおこなえるよう努めています。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	—
(コメント)	0～2歳児までの園の為、該当しない。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	障がいのあるこどもについては、個別計画を作成し、一人ひとりの状況に応じた配慮をおこない、安心して生活できる環境を整えています。必要に応じてパーテーションを設けるなど、落ち着いて過ごせる空間づくりにも工夫しています。家庭とは日々の様子を共有し、保護者の不安を和らげるとともに理解を深められるよう努め、必要に応じて専門機関や自治体、嘱託医と連携する体制も備えています。職員は定期的に研修を受け、園内での報告会を通じて障がいへの理解と対応力を高めています。また、全体の保護者に対しては、入園時に支援の在り方を説明し、理解を促す取り組みをおこなっています。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	1日の生活全体を見通し、活動の連続性に配慮しながら、こども主体で計画的な取り組みをおこなっています。家庭的でゆったり過ごせる環境を整え、こどもの状況に応じて部屋の分け方や照明を工夫し、安心して過ごせるよう配慮しています。活動内容に応じて、全員で一緒に取り組む場合とグループに分かれておこなう場合を使い分け、無理なく楽しめる環境づくりをしています。保護者への伝達は、こどもの体調や連絡事項を記載したノートをもとに口頭で丁寧に伝え、保育士と保護者が共にこどもの成長を見守れるよう努めています。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	—
(コメント)	0～2歳児までの園の為、該当しない。	

1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	こどもの健康管理は園内マニュアルに基づき、一人ひとりの心身の状態を丁寧に把握しています。体調の変化や、けがが生じた際には速やかに保護者へ連絡し、経過確認も継続しておこないます。また、入園時や進級時には母子手帳の写しを提出してもらい、必要な情報を常に保護者から得られるようにしています。職員は乳幼児突然死症候群への理解を深める研修の機会を設け、対策としては呼吸や睡眠の様子を確認し記録しています。こうした取り組みや関連情報については、入園のしおりや玄関に設置した閲覧用資料を通じて保護者へも周知しています。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	健康診断や歯科健診の結果は記録に残し、関係職員に周知・共有しています。記録は適切に保管され、結果をもとに日々の保育に反映させるとともに、必要に応じて保護者への声掛けや指導を継続的におこない、こどもの生活や健康管理に生かしています。保護者には、掲示や口頭説明、検診結果票の配布などを通して結果を伝え、家庭での生活に反映できるよう配慮し、健康面での適切な支援がおこなえるよう努めています。	
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	アレルギー疾患や慢性疾患のあるこどもについては、園内マニュアルや医師の指示に基づき、個々の状況に応じた適切な対応をおこなっています。疾患に関する情報は職員間で共有し、連絡帳でのやり取りや定期的な聞き取りを通して保護者と連携しながら、生活全体を継続的に見守っています。食事提供においては、他児との差異に配慮しつつも孤立しないよう、食器や配膳を工夫しています。さらに、職員研修や指導を通じて理解や対応技術を高めるとともに、他のこどもや保護者にも疾患への正しい理解が広がるよう取り組み、安全で安心な環境のもとで支援をおこなう体制を整えています。	

A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	食育年間計画に基づき、こどもが食に関心を持ち、楽しく落ち着いて食事できるよう多様な取り組みをおこなっています。食育活動では目標やねらいを明確にし、年齢や発達に応じて椅子や食具を調整しながら、調理員と連携して一人ひとりに合った適量を提供しています。月1回は計画に基づき、野菜や果物など実際の食材に触れ、匂いや感触を確かめる体験や簡単なクッキングをおこない、食への興味を自然に広げています。さらに外部監修のもとでの取り組みも加え、月2回以上は必ず食育活動を実践しています。0歳児から段階的に関わる機会を設け、活動内容を家庭にも伝えることで、家庭での食育への関心や実践へとつなげています。	
A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	こどもの発育状況に応じて献立や調理方法を工夫し、旬の食材を取り入れた季節感ある献立づくりをおこなっています。また、地域の食文化や行事食、郷土料理を取り入れ、多様な食に触れられるよう配慮しています。小規模園で調理場と保育室が近接しているため、調理中の音や匂いをこどもが感じられ、包丁の音や炒める香りなどを通して食への興味や理解を自然に深めています。調理員はこども達と自然に会話を交わし、こどもの食事の様子や声に耳を傾け、日常的に関わりを持っています。調理マニュアルや衛生管理点検表に基づく確認を徹底し、安全で安心な給食提供に努めています。	

評価結果	
------	--

A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	毎日、園での活動やこどもの様子を連絡帳に記入し、お迎え時の口頭でのやり取りを通じて、保育内容やこどものエピソードを伝えています。また保護者が実際に、こどもの生活に触れられるよう「保育参加」の機会を設け、家庭と園が共にこどもの成長を支えられるよう工夫しています。さらに、行事後にはアプリによるアンケートを実施し、満足度や今後の期待、参加意欲、良かった点などを把握し、次年度の企画や改善に生かしています。職員間で共有が必要な内容は記録と口頭で引き継ぎ、継続的な支援が必要な場合には詳細に記録して対応しています。	

A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	登降園時には、保護者の状況にも気を配り、積極的に会話をおこない信頼関係の構築に努めています。子育ての悩みや相談があれば丁寧に應對し、内容は職員間で共有することで、一貫した対応ができる体制を整えています。相談内容に応じて同じ対応者が継続的に関わったり、必要に応じて園長に助言を求め、多角的な視点で対応しています。また、園だけで解決が難しい場合は、本部に相談し、保護者にとって最適な支援が行えるよう工夫しています。さらに、保護者の就労状況や家庭の事情にも配慮し、柔軟に対応することで、安心して相談できる環境づくりを心掛けています。	
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
(コメント)	こどもの心身の状態や家庭での養育状況を日々観察し、変化や異常を見逃さないよう努めています。虐待や権利侵害の兆候を発見した場合に備え、通報の流れを把握し、掲示でも確認できるようにしています。職員には、こどもの状態や行動から虐待等の可能性を見極めるための研修や情報提供をおこない、理解を深める取り組みを実施しています。また、実際に虐待等の疑いがある場合の対応についてはマニュアルを整備し、迅速かつ適切に行動できる体制を整えています。今後は、マニュアルに基づく職員研修の実施を通じて、こどもたちの安全と権利を守るための職員の意識と対応力のさらなる向上を期待します。	

			評価結果
A-3 保育の質の向上			
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。		b
（コメント）	保育士は自己評価シートを活用し、自己評価をおこない、その内容をもとに園長と面談を実施しています。その結果をもとに保育内容の改善や専門性の向上に努めています。さらに、個々の自己評価を保育所全体の保育実践の自己評価につなげることで、園全体として組織的に保育の質の向上を図っています。今後は、定期的な自己評価をもとに職員同士の話し合いをおこない、一人では気づけなかった保育の良さや課題を共有し合うことで、学び合いや協働の基盤づくりにつなげられることを期待します。		

			評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助			
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助			
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。		a
（コメント）	「服務規程」等に他者への不適切な対応の禁止を明確に規定しています。これにより全職員が共通の理解と基準を持ち、安全で健全な保育環境の確保に努めています。体罰や暴言等が生じやすい状況については、職員が適切に援助できるよう、研修や話し合いを定期的実施し、声かけや対応例の共有をおこなっています。過度なストレスを避けるため、泣いているこどもへの対応は一定時間ごとに交代し、負担が集中しないよう配慮しています。		

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	ぬくもりのおうち保育 生江園の保護者
調査対象者数	10名
調査方法	自記式WEB調査

利用者への聞き取り等の結果（概要）

保護者アンケートは在園児12名の保護者を対象に実施し、10名から回答がありました。回答率は83.3%であり、全体として園への信頼や満足度の高さがうかがえます。

入園前の見学については「はい」が9割を占め、保護者の都合や要望に応じた柔軟な対応がおこなわれていることが分かります。入園時には、保育の内容や方法、園の理念・方針について丁寧な説明がなされており、保護者の不安を軽減する支援がおこなわれていると評価されました。

入園後も、園やクラスの様子が園だよりや連絡帳を通してわかりやすく伝えられており、園生活の様子を家庭と共有する体制が整っています。また、健康診断の結果や給食内容などの情報も適切に提供されており、こどもの健康管理や食育に関する取組も保護者から理解と信頼を得ています。

自由記述では、「先生方が楽しそうに保育している」「安心して預けられる」「アットホームな雰囲気の中で子どもの意見を尊重してくれている」「少人数で手厚い保育が受けられる」といった肯定的な意見が多数寄せられました。職員の姿勢や保育環境が信頼感に直結していることが読み取れ、園全体の温かい雰囲気が保護者にとって安心感につながっている様子がうかがえます。また、「子どもが毎日楽しそうに通っている」「先生と子どもの関係が良好である」といった声もあり、園での生活がこどもたちの主体性や意欲を育む場になっていることが評価されています。

一方で、改善に向けた意見もいくつか挙げられました。「個別面談の機会を増やして園での子どもの様子をより詳しく知りたい」という要望や、「おむつ替えやトイレの時間、回数など、家庭での生活リズムを整える参考となる情報を知りたい」といった声が見られました。また、「関わりの少ない職員からの声かけが、もう少し積極的であってほしい」との意見も寄せられています。こうした意見はいずれも、園への信頼とともに、よりきめ細やかな情報共有や家庭との連携を求めるものであり、今後の改善に向けた貴重な視点です。園でのこどもの生活の流れについて、より具体的な情報を共有することで、家庭と園との連携がさらに強化されることが期待されます。

今後は家庭との協力体制をより強固なものとし、相互理解を深めることで、園としての保育内容や支援体制をさらに発展を期待します。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

- 以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

- ・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

16

▶非正規の職員・従業員

- ・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

- 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

- 施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等